

各介護サービス事業者 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

令和7年度介護生産性向上推進事業補助金（福井県介護テクノロジー等導入支援事業補助金）
の募集について

日ごろから本県の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、介護サービスの需要がさらに高まる一方、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、介護人材の確保を促進していく必要があります。このような現状を踏まえ、介護テクノロジー（介護ロボットや ICT 機器等）の導入や定着を支援することにより、介護職員等の負担軽減を図り、介護現場の働く環境や魅力を向上させることを目的として、県では、みだしの補助事業を実施します。
ついては、下記のとおり募集を行いますので、お知らせいたします。
なお、応募多数の場合は、これまでの支援実績などを踏まえるなど、予算の範囲内での補助となりますので、ご了承ください。

記

1 募集期間 令和7年7月14日（月）～ 令和7年7月31日（金）17:00 **※締切厳守・必着**

2 補助金概要（※詳細は、交付要領等を必ずご確認ください）

補助対象者	以下の（1）または（2）の介護事業所・介護施設等（以下、「介護事業所等」という。）を運営する法人等で、「 <u>交付要領 別表第1</u> 」の要件を満たす者 （1）福井県内で介護保険法上の指定または許可を受けた事業所 （2）老人福祉法に基づく養護老人ホーム（事業所）および軽費老人ホーム（事業所） 【重要】 ・事業所の管理者などが令和7年7月14日開催「介護現場の生産性向上セミナー」を受講していることが申請（補助）要件となります。
補助対象経費	「 <u>交付要領 別表第2</u> 」に記載のとおり 【留意事項】 ・同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種は、補助対象となりません。 ・「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象となります。 ・交付要領別表第2（1）の機器等の導入に付帯して必要となる機器等（Wi-Fi 等の環境整備や PC・タブレット端末）は、主たる機器等と併せて導入する場合に限って、補助対象となります。 ※Wi-Fi 等の環境整備のみや PC・タブレット端末導入のみは、補助対象となりません。 ※過去に導入しているものと連携する場合でも補助対象となりません。 ・保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費など）は、交付要領別表第2（1）の機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。※（1）に限る ・介護テクノロジー等の導入の工事費および機器説明にかかる経費は、機器等の導入に付帯して必要となる経費であれば、主となる機器と併せて導入する場合に限って補助対象となります。

補助率	補助対象経費の4分の3
補助上限額	「<u>交付要領別表第3</u>」および「<u>交付要領別表第4</u>」に記載のとおり ・介護ロボット等 100万円／事業所 ※介護サービス種別に応じて、補助台数に制限があります。 ・介護ソフトウェア 255万円（最大）／事業所 ※PC およびタブレット端末は、上記の100万円あるいは255万円の範囲内で、1台あたり10万円の補助となります。 ・導入支援と一体的に行う業務改善支援 45万円／事業所

3 提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）※法人単位で作成・提出
- (2) 業務改善計画書（別添1-1）※事業所単位で作成・提出
- (3) 補助金所要額調書（別添1-2）※事業所単位で作成・提出
- (4) 導入する介護テクノロジー等の概要が分かる資料（カタログおよび見積書等）
※事業所単位で提出
- (5) 「SECURITY ACTION」の「一つ星」または「二つ星」のいずれかを宣言していることが分かる資料※事業所単位で宣言・提出
- (6) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置していることが分かる資料
（設置要綱、直近の委員会議事録等）※事業所単位で提出
- (7) 「ケアプランデータ連携システム」の利用開始等が分かる資料
（利用申請書、利用画面写真、データ送信履歴等）※事業所単位で提出
- (8) 県税の納税状況の確認に関する書類（別添1-3）※法人単位で作成・提出
- (9) 消費税、地方消費税および法人税の納税証明書（滞納がないことの証明書）
※法人単位で提出
- (10) 債権債務者登録申請書（新規申請、登録内容に変更ある場合に提出が必要）
※法人単位で作成・提出
- (11) 補助金申請チェックリスト※事業所単位で作成・提出
- (12) 事業所の職員数（勤務形態一覧表）が分かる書類
※介護ソフトウェアの導入に際して、職員数により合計金額が変動する契約の場合、提出が必要
※事業所単位で作成・提出
- (13) 事業所の利用定員数が分かる書類
※介護ロボット等を申請する場合、提出が必要
※事業所単位で作成・提出

4 留意事項

- ・申請にあたっては、交付要領等をしっかりと確認してください。
- ・今年度から老人福祉法に基づく養護老人ホーム（事業所）および軽費老人ホーム（事業所）が補助対象事業者に追加されました。
- ・介護ソフトの補助対象経費の考え方が昨年度から変更となっております。
変更点：複数年の使用権購入で、補助対象期間内に全額を支払う場合、全額が補助対象となります。
- ・職員数により合計金額が変動する契約の場合とは、介護ソフトにおいて、アカウント数によってライセンス料が変動する場合などを想定しています。
- ・Wi-Fi 等の環境整備のみや PC・タブレット端末導入のみは、補助対象となりません。
なお、過去に導入しているものと連携する場合でも補助対象となりません。
- ・提出書類（１）から（１３）全て揃えて提出してください。
提出書類が不足する場合は、申請受付できません。（１）、（８）、（９）、（１０）については、法人単位で１部作成・提出となります。
それ以外については、事業所単位でそれぞれ１部作成・提出となります。
- ・応募多数の場合は、これまでの支援実績などを踏まえるなど、予算の範囲内での補助となります。

5 提出方法 下記7の提出先（お問い合わせ先）に郵送で提出【締切厳守・必着】

6 交付申請書等掲載ホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/ict.html>

7 申請書提出先（お問い合わせ先）

〒910-0006 福井県福井市中央1丁目3-1 加藤ビル6階

ふくい介護テクノロジー・業務改善支援センター

（公益財団法人介護労働安定センター福井支部内）

Mail seisansei18@kaigo-center.or.jp

TEL 0776-25-1365

※不明な点等ございましたら、上記へメール等にてお問い合わせください。